

株主各位

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
単元未満株式の買取・買増をご希望の方は、下記の制度を利用いただきますようお願いいたします。

## 単元未満株式の買取・買増制度のご案内

当社の単元株式数は100株となっております。1株から99株の単元未満株式につきましては、株式市場で売買ができない、株主総会で議決権を行使できないなどの制約があります。当社ではそのようなご不便を解消するため、単元未満株式を当社が買取する制度および株主様が当社に対して買増しを請求できる制度を実施しております。

### 単元未満株式の買取・買増制度の概要

#### 買取請求制度

ご所有の単元未満株式を当社に買取よう請求できる制度です。

#### 買増請求制度

ご所有の単元未満株式を1単元(100株)にするために必要な数の株式を買増すことを当社に請求できる制度です。

ご所有の株式が  
100株未満の場合

買取請求で当社に売却

買増請求で当社から購入

売却代金を受領

単元株式として所有

### お手続きの方法

単元未満株式が記録されている口座によってお手続きの窓口が異なりますのでご注意ください。

#### 証券会社の口座に記録されている単元未満株式

お取引口座のある証券会社(口座管理機関)にお問い合わせ下さい。

#### 特別口座に記録されている単元未満株式

下記の特別口座の口座管理機関にお問い合わせ下さい。

特別口座とは、株券電子化実施日において「(株)証券保管振替機構(ほふり)」をご利用できない株主様(例：株券をご自宅や貸金庫に保管されている方、株券が発行されていない単元未満株式をお持ちの方)の権利を確保するために、当社が当該株主様の名義で開設した口座です。

#### 《特別口座の口座管理機関》

みずほ信託銀行(株) 証券代行部

電話 0120-288-324(フリーダイヤル)

(旧ローマイヤ(株)の株主様)

三井住友信託銀行(株)

電話 0120-782-031(フリーダイヤル)

## ご注意事項

買取価格および買増価格は、当該請求が当社の株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の最終価格に当該請求株式数乗じた額となります。  
買取請求および買増請求をされた後の取り消しはできません。  
決算期の基準日直前など、請求の受付を停止する期間があります。  
買増制度を利用し単元株式に整理されても、特別口座のままでは市場での売却はできません。証券会社の口座にお振替いただくことが必要です。  
買取請求制度および買増請求制度をご利用される場合は、所定の手数料が必要となります。

このご案内は、単元未満株式の買取請求または買増請求を強制するものではありません。  
請求に際しましては、株主様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。

## 本件に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行㈱ 証券代行部  
電話 0120-288-324(フリーダイヤル)